

経費区分別支出一覧表

経費区分 会議費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/22	沖縄県議会海外派遣説明会	18,280	全額	18,280
8/29	議会運営委員会(非公式)	18,280	全額	18,280
A. 小計				36,560
B. 支払証明書計				
会議費 充当合計		/	/	36,560



会 議 費

WEB 86b2cb39e342a2033c09cd0b247f8c39

2022年12月22日 15:30

領 収 書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様
金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312442196206
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月22日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月22日(月)	宮古	沖縄(那覇)	JTA552	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額	¥9,140
------	--------



会 議 費

WEB 06846f2a43b97c413c60db6d8e840904

2022年12月22日 15:31

領 収 書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円(税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312442510231
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月22日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月23日(火)	沖縄(那覇)	宮古	JTA557	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額 ¥9,140

会議活動記録簿

日 時	令和4年8月22日(月) 11時00分 ~ 12時00分
場 所	議会棟4階執行部控室
対 象	議会事務局、(株)国際旅行社
参 加 者	海外派遣予定議員
目 的	沖縄県議会海外(北米)派遣説明会
内容及び所見	<p>(内容)</p> <p>資料は別添参照</p>
備 考	

令和4年度 海外派遣議員団会議 資料

日時 令和4年8月22日(月) 11:00～
場所 4階 執行部控え室

会議次第

1. 議員派遣について

(1) 派遣先 アメリカ合衆国カリフォルニア州

(2) 派遣期間 令和4年9月14日(水)～9月20日(火)

(3) 派遣内容 今年第7回世界のウチナーンチュ大会が開催される予定であることから、アメリカ合衆国カリフォルニア州の北米沖縄県人会及び周辺地域の各県人会会長に、大会への積極的な参加の呼びかけとウチナーンチュネットワークの継続的な連携強化等に関する交流・意見交換を行うとともに、各地の県人会のコミュニティや移住、生活状況等を調査する。あわせて現地の関係機関訪問による経済状況等の調査、観光資源等を視察・調査することにより、県政の施策展開への反映や今後の議会活動に資するため。

(4) 派遣議員 別紙「派遣議員団名簿」のとおり(P4参照)

2. 当日の集合場所と時間について

○議会バスをご利用される場合

・午前8時00分までに県議会棟1階ロビーに集合

○直接空港へ向われる場合

・午前8時30分までに国内線出発ロビー(那覇空港3階ANAカウンター)に集合

3. 日程案について

○別紙「日程(8/19時点)」のとおり(P5参照)

4. 服装について

○今回、公的機関は日本国総領事館のみであり、かりゆしウェア中心で問題なし

○建物内及びバスの中では日本よりも冷房が低く設定されているので羽織れるものがあるとよいとのこと。

5. 共通経費(個人負担)について

1人4万円を負担(9月支払分議員報酬から天引き)

- ・薬(頭痛薬、かぜ薬、胃薬、酔い止め、絆創膏、のど飴)
- ・名刺(表に日本語、裏に英語表記したもの) *作成する方のみ負担
- ・ESTA費用及びその他現地での諸雑費

6. キャンセルについて

・航空券については、全日程発券済みであります。既にご案内のとおり、航空券発券の都合上キャンセルする場合は、キャンセル料が発生します。

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情（旅行者がけがや病気で旅行できなくなった場合、身内の不幸により旅行がでない場合）以外のキャンセルについては、キャンセル料への旅費の支給はできませんので、ご留意下さい。

【取消料金】(金額は目安額です)

旅行開始日の35 日前～ 3 日前(9/11)にあたる日まで

・・・航空券100%、宿泊料100%、その他の旅行代金の30% (約88万円)

旅行開始日の前々日～ 旅行開始前(9/12～9/14出発前)

・・・航空券100%、宿泊料100%、その他の旅行代金の50% (約103万円)

旅行開始後・・・旅行代金の100% (約138万円)

7. ESTA (米国渡航電子ビザ) について

・ESTAとは、米国に入国する確性があるかを事前に審査する制度で、渡米する際には取得が必要。手続きは事務局職員が代行します。(共通経費から控除予定)

8. 公的機関発行のワクチン接種証明書について (コロナ拡大後に追加)

・「デジタル庁のアプリ」または「接種した市町村から発行してもらう接種証明書 (接種の際にもらう接種証明とは別です。)」(P 6参照)

宣誓書、厚生労働省の質問票等については、旅行社が代理作成予定

9. 確認票記載事項について (別紙配付)

議会バスの利用有無、英語表記の名刺を作成有無、・緊急連絡先の記入、共通経費 (1人4万円) の議員報酬天引き同意、海外保険加入確認など。

※特に海外傷害保険については、新型コロナに現地で感染した場合の保障対応などを統一したいことから、皆様同一の保険への加入にご理解いただけますようお願いいたします。

提出期限：8月26日(金) でお願ひします。

10. 議員プロフィールの提出について (別紙配付)

今回は、北米県人会や、県系企業人、沖縄にゆかりのある企業人等の意見交換会があります。交流や意見交換を円滑なものとするため、別紙の議員プロフィールに記載をお願いします。

提出期限：8月26日(金) でお願ひします。

11. 所感の提出について (P 7参照)

各議員におかれては、今回の海外視察調査を振り返るとともに、当該視察調査を本県の施策展開や今後の議会活動等に生かす意味においても、所感を提出していただきたいと考えております。この所感は全体報告書に添付して、議会に報告する予定としておりますので、各自ご提出方よろしくお願ひします。

しおりのメモ欄をご活用ください。

旅行社説明

- ・ 海外旅行参加申込書について
- ・ 渡航先の概要、時差、気温、服装の説明
- ・ 電気機器類の規格等について
- ・ カバンの規格や鍵のタイプ(TSAロック)、必需品、ホテルの設備
- ・ 国際線の航空機内への液体持込制限について
- ・ 通貨・両替について
- ・ 任意の海外保険について
- ・ 安全対策・緊急時の対応について
- ・ 日本との連絡について（携帯電話の利用について）
- ・ お土産について
- ・ 現地新型コロナウイルス感染状況及び感染症対応フロー
- ・ その他

(様式3)

令和4年8月18日 現在

2022年度沖縄議会海外視察派遣議員団名簿(9月)

会議費

Okinawa Prefectural Assembly
沖縄県議会

	職名	氏名(姓名)		市町村
1	議長 / 団長 (無所属)	赤嶺 昇 Akamine Noboru	Speaker Okinawa Prefectural Assembly	浦添市
2	議員 (沖縄・自民党)	仲田 弘毅 Nakada Hiroki	Member of Okinawa Prefectural Assembly	うるま市
3	議員 (立憲おきなわ)	崎山 嗣幸 Sakiyama Shiko	Member of Okinawa Prefectural Assembly	那覇市
4	議員 (公明党)	上原 章 Uehara Akira	Member of Okinawa Prefectural Assembly	那覇市
5	議員 (ていだ平和ネット)	上里 善清 Uezato Yoshikiyo	Member of Okinawa Prefectural Assembly	西原町
6	議員 (おきなわ南風)	仲宗根 悟 Nakasone Satoru	Member of Okinawa Prefectural Assembly	読谷村
7	議員 (沖縄・自民党)	石原 朝子 Ishihara Tomoko	Member of Okinawa Prefectural Assembly	八重瀬町
8	議員 (立憲おきなわ)	國仲 昌二 Kuninaka Masaji	Member of Okinawa Prefectural Assembly	宮古島市
9	議員 (無所属の会)	大城 憲幸 Oshiro Noriyuki	Member of Okinawa Prefectural Assembly	南城市
10	議員 (立憲おきなわ)	仲村 未央 Owan Mio	Member of Okinawa Prefectural Assembly	沖縄市

議会事務局 (The Secretariat of Okinawa Prefectural Assembly)

15	議会事務局 秘書室 室長 Chief Secretary		Staff of the Secretariat	那覇市

	添乗員 国際旅行社 Tour conductor		Tour conductor	-
--	-----------------------------	--	----------------	---

(様式4)

日 程

令和4年8月16日現在

日付 曜日	午前 午後	渡航先 国・地域 訪問地名	使用交通機関	日程の概要 訪問予定先名称等	宿泊先
9月14日 (水)	午前 午後	米国カリ フォルニ ア州サン フランシ スコ	8:00 8:30 全日空 NH994便 10:00 12:25 羽田空港発 羽田空港着 コナックト 航空UA876便 15:45 9:10(着9/14) サンフランシスコ国際空港着 (着替えの時間) サンフランシスコ県人会との交流、意 見交換 借り上げバス	議会棟ロビー集合→議会バス 那覇空港3 FANAカウンター集合 那覇空港発 羽田空港着 羽田空港発 ====日付変更線通過==== サンフランシスコ国際空港着 (着替えの時間) サンフランシスコ県人会との交流、意 見交換	9時間半のフライト 機内泊 ヒルトン・サンフランシ スコ・ユニオン スクエ ア
9月15日 (木)	午前 午後	サンフラン シスコ/シ リコンバ レー	借り上げバス 借り上げバス	在サンフランシスコ総領事館訪問 シリコンバレー視察	ヒルトン・サンフランシ スコ・ユニオン スクエ ア
9月16日 (金)	午前 午後	加州 ロサンゼ ルス	借り上げバス 10:00 11:35 借り上げバス	サンフランシスコ国際空港到着 コナックト 航空UA2450便でロサンゼルスへ ロサンゼルス国際空港到着 在ロサンゼルス総領事館訪問 全米日系人博物館、日系人部隊記念碑 視察等	ダブルツリーbyヒルト ン・ロサンゼルス・ダウ ンタウン
9月17日 (土)	午前 午後	加州 ロサンゼ ルス	借り上げバス 借り上げバス	(視察先調整中) 北米沖縄県人会及び近隣の県人会会長 との交流・意見交換	ダブルツリーbyヒルト ン・ロサンゼルス・ダウ ンタウン
9月18日 (日)	午前 午後	加州 ロサンゼ ルス	借り上げバス	県系企業経営者等との意見交換会 帰国用PCR検査受検(日時調整中) 自由行動	ダブルツリーbyヒルトン・ロ サンゼルス・ダウンタウン
9月19日 (月)	午前	加州 ロサンゼ ルス	NH005便 12:45	ロサンゼルス国際空港発 ==日付変更線通過==成田へ	機内泊 11h45のフライト
9月20日 (火)	午後		16:30(着9/20) 20:00 22:35	成田空港着 羽田空港発 全日空NH479便 那覇空港着	

新型コロナウイルス感染症に関するハワイ渡航前の追加準備

※新型コロナウイルス感染症が流行した結果、新たに提示するものが増えています。

8. 公的機関発行のワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）

※アメリカ入国に必要

1) デジタル庁の「新型コロナウイルス接種証明アプリ」を使用する方法

※マイナンバーカードが必要

※接種時に配布される「接種済証」（シールが貼られたもの）とは別

<手順>

- ①スマホ、マイナンバーカード（暗証番号）、パスポートを準備
- ②GooglePlay 又は AppStore で「デジタル庁」で検索すると「新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ」が出てくるので、そのアプリをインストールする。
- ③インストールしたアプリを開き、用途の選択で「海外用」を選択する。
- ④マイナンバーカードの暗証番号を入力、マイナンバーカードを読み取る。
- ⑤パスポートを読み取ると QR コードが作成され、アプリを開けば常に表示可能。

2) マイナンバーカードがない方、スマホで上記の接種証明アプリが使えない方
→接種を受けた際に住民票のあった市区町村に「海外渡航用」のワクチン接種証明書（紙）を申請

※市町村によっては窓口（住民課）で手続きで即日交付

※市町村によっては1週間程度かかる場合があります。

（7月時点では那覇市、うるま市など）

<手順>

- ①接種した市町村の「予防接種証明書交付申請書」、「パスポート」、「接種済証」、「本人確認書類（運転免許証等）」を準備
- ②市町村窓口で、関係書類を提出し、窓口の対応待ち



会 議 費

WEB a3ccbc63e9036f180241971df06dd9ba

2022年12月22日 16:26

領 収 書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ￥ 18,280 円(税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312440572190 ✓
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月29日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月29日(月)	沖縄(那覇)	宮古	JTA565	離島割引(普通席)	¥9,140

ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 ￥18,280

会議活動記録簿

日 時	令和4年8月29日(月) 13時30分 ~ 14時00分
場 所	議会棟4階議会運営委員会室
対 象	議会事務局
参 加 者	議会運営委員会(非公式)
目 的	令和5年度オンライン委員会関連予算要求について
内容及び所見	(内容) 資料は別添参照
備 考	

オンライン委員会 各道府県の状況

議会事務局政務調査課

R4.8.19時点

(1) 条例改正済都府県の状況

NO.	都道府県名	改正時期	開催要件	開催実績	備考
1	大阪府	R2.5	感染症まん延防止、災害、育児・介護	4	
2	群馬県	R2.6	感染症まん延防止、災害	1	
3	熊本県	R2.6	感染症まん延防止、その他の事情		その他は災害を想定
4	茨城県	R2.9	感染症まん延防止、災害、その他の事情	2	その他は育児・介護
5	東京都	R2.10	感染症まん延防止	1	新型コロナウイルスに限る
6	愛知県	R2.10	感染症まん延防止、災害		
7	三重県	R2.10	感染症まん延防止、災害、その他緊急事態		その他は大規模火災・テロ等
8	静岡県	R3.3	感染症まん延防止、災害		
9	兵庫県	R3.3	感染症まん延防止、災害、その他の事情		その他は基礎疾患を有する等
10	埼玉県	R3.3	感染症まん延防止、災害	9	
11	長崎県	R3.4	感染症まん延防止、その他の事情		その他は災害を想定
12	山梨県	R3.7	感染症まん延防止、災害	2	
13	秋田県	R3.10	感染症まん延防止、災害、育児・介護、その他の事情	2	その他は看護・通院・入院・自宅療養等
14	鳥取県	R4.2	感染症まん延防止、災害、その他の事情	7	その他は幅広く認められる方向での規定
15	栃木県	R4.3	感染症まん延防止、災害、その他の事情		その他は予見困難な危機事案、緊急事態
16	大分県	R4.3	感染症まん延防止、災害、育児・介護		
17	京都府	R4.5	感染症まん延防止、災害		
18	長野県	R4.6	感染症まん延防止、災害、その他緊急事態		その他は予見困難な危機事案、緊急事態
19	福井県	R4.7	感染症まん延防止、災害、育児・介護		
20	愛媛県	R4.7	感染症まん延防止、災害、その他の事情		その他は病気・けが等
				28	

(2) 条例改正未済道県の状況

(改正予定)

NO.	都道府県名	改正時期
1	福島県	R4.9
2	千葉県	検討中
3	富山県	R5.3
4	石川県	検討中
5	岐阜県	検討中
6	滋賀県	検討中
7	奈良県	検討中
8	和歌山県	検討中
9	岡山県	検討中
10	広島県	検討中
11	山口県	検討中
12	宮崎県	R5.3
13	沖縄県	検討中

(改正未定)

NO.	都道府県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	山形県
6	神奈川県
7	新潟県
8	島根県
9	徳島県
10	香川県
11	高知県
12	福岡県
13	佐賀県
14	鹿児島県

会議費

◎ オンライン本会議、積極的意見＝地方議会めぐり議論―地制調小委

22/08/23 07:53 NG27

第33次地方制度調査会（首相の諮問機関）の専門小委員会は22日、地方議会の在り方について議論した。総務省は議論を進める手がかりとして「着眼点」案を提示。オンラインによる本会議開催が認められるかどうかや、議会の位置付けを地方自治法で規定することに意義があると言えるかといった論点を盛り込んだ。委員からは本会議のオンライン開催について「検討すべきだ」など積極的な意見が出た。

自治法に定める地方議会本会議への出席は、「議場にいること」と解釈され、オンライン開催は認められない。委員からは「（オンラインの）メリットとデメリットは何が、明確化が必要だ」「オンライン参加の機会をうまく使っていくのは手段としてあるのではないか」といった意見が出された。

一方、議会の位置付けをめぐり、全国都道府県議会議長会など3議長会は、住民の関心を高めて多様な人材の参画につなげるため「議会は自治体の意思決定を行う」など、その役割を地方自治法で明確化するよう求めている。

小委では、3議長会の意見に一定の理解が示されたが、多様な人材の確保という趣旨に照らすと「目的と手段の関係がぴんとくるとるはまり方になっていない」といった意見も出た。

地方議会の在り方は、来月をめぐりに開かれる次回小委で引き続き議論する。（了）

関連情報

- 資料
- 地方議会の課題に係る対応等について (PDF:1,406.2k)
 - 地方議会について (関係資料集) (PDF:2,837.6k)

◎ 本会議もオンライン開催可能に = 地方議会の強化に向け決議一市議会議長会

22/05/25 16:48 NH21

全国市議会議長会（会長・清水富雄横浜市議会議長）は25日、東京都内で3年ぶりとなる定期総会を開き、地方議会の権能強化を目的に、委員会だけでなく「本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること」などを求める決議を採択した。

加えて、一般の会社員が立候補しやすい環境を整えるため、「立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職」が行いやすくなるよう、労働法制の見直しも求めた。

新型コロナウイルス対策では、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」に向けた対策を行うよう要望。決議の文面を、これまでよりも、地域経済の再生をより重視する表現とした。

東日本大震災からの復興関連では、東京電力福島第1原発から出る放射性物質トリチウムを含む処理水の海洋放出への対応について、「トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、技術の実用化に向けて全力を尽くすこと」を求めた。

現在行われている土地への固定資産税の負担軽減措置については、今年度限りとするよう求め、2023年度以降は「負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に実行すること」を要求している。（了）



議事を進める全国市議会議長会の清水富雄会長 = 25日午後、東京都千代田区

【中央官庁だより】◇デジタル化は大事＝地方6団体②

22/03/07 07:30 KP58

衆院憲法審査会は、非常時に限定した議会のオンライン出席は、現行憲法でも認められるとの見解をまとめた。地方議会への影響に関し、某議長会の幹部は「(地方議会も)本会議は国会と同じ扱いで、オンライン出席は認められていない。それが変更されるのであれば、地方議会にも適用されることになるだろう」と予測。その上で、「衆院は500人近く議員がいる中で、どのように導入するのだろうか」と具体的な運用方法に興味を示し、「とにかくデジタル化の議論を進めていくことが大事だ」と期待を寄せる。別の6団体関係者も「オンラインでの本会議は検討に値する」と注目している。一方で議会は、他分野に比べてオンライン化の遅れが指摘されている。最たるものは紙文化で、先の幹部によれば、「国会は意見書も請願も紙でなければ文書として扱わない」という。この幹部は「早急に対応してほしい」と苦言を呈し、「ペーパーレスは脱炭素にもつながる。国会の事務局には議会のデジタル化のけん引役として、リーダーシップを発揮してもらいたい」と話していた。(了)

(2022年3月7日/官庁速報)

※本印刷物は時事通信社 IJAMPサービスから印刷されました。

Copyright Jiji Press Ltd. All Rights Reserved.

専門委員会報告書のポイント① 都道府県議会デジタル化推進委員会資料 (R3.6.25)

議会のデジタル化の目的等

- 議会のデジタル化の大きな目的は、行政の高度化に対応しつつ、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮（今回の危機を気づきの機会とし危機に強い議会とする）し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすること
- 議会のデジタル化を進める際には、**デジタル・インクルージョン**（デジタル化により、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人を包摂すること）の視点をもち、**EBPM**（エビデンス（根拠・データ）に基づく政策提案）や**データに基づく政策評価を意識して進めることが必要**
- 都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていくことが必要

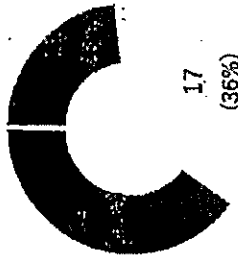
会議のデジタル化

<委員会のオンライン開催>

- 都道府県議会において 11 都府県（※）が委員会条例を改正し、オンライン開催ができるよう積極的に環境整備

※ 東京都、茨城県、埼玉県、群馬県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、長崎県及び熊本県（令和3（2021）年3月現在）

委員会への
オンライン
参加の可否



<本会議のオンライン開催>

- 地方自治法の「出席」（第 113 条及び第 116 条第 1 項）が「現に議場にいること」と解されているため、オンライン開催を行うためには同法の見直しが必要
- 見直しに当たっては、議会慣行・手続、セキュリティ等の課題についても検討し、解決していくことが必要

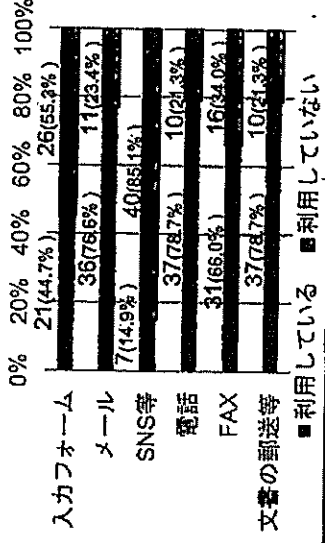
住民との関係の再構築

- 議会・議員と住民とのやりとりは、Webサイトや SNS 等々あるが、単方向のコミュニケーションが多い。
- より住民との距離が近く直接対話ができる議会報告会等の双方向のコミュニケーションをオンラインで行っていくことが必要

都道府県議会が住民への情報発信に利用しているデジタル技術

Webサイト	47
SNS等	25
メール	7
ブログ	1
その他	4

都道府県議会が住民からの情報収集に利用しているデジタル技術



議会とオープンデータ

- 議会が様々なデータ（会議録等）を公開していくとともに、議会・議員はオープンデータを活用した政策提案、政策評価に積極的に取り組む姿勢が必要

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	新聞購読料(赤旗)4月～3月	41,964	全額	41,964
毎月払	新聞購読料(宮古新報)4月～3月	23,976	全額	23,976
毎月払	新聞購読料(宮古毎日新聞)4月～3月	23,976	全額	23,976
毎月払	新聞購読料(琉球新報電子版)7月～3月	35,640	全額	35,640
毎月払	新聞購読料(沖縄タイムス電子版)10月～3月	33,000	全額	33,000
6/20	平和を創る道の探求	1,760	全額	1,760
6/6	何が記者を殺すのか	1,034	全額	1,034
6/29	大衆の狂気	3,080	全額	3,080
5/31	日本型新自由主義の破綻	1,980	全額	1,980
7/14	戦士たちのパレスチナに生きる記録	2,200	全額	2,200
8/5	戦争の教訓	1,760	全額	1,760
8/5	新時代沖縄の挑戦	1,540	全額	1,540
8/18	日本がウクライナになる日	1,430	全額	1,430
8/18	アメリカ分断の淵を行く	1,980	全額	1,980
8/29	誰も書かなかった玉城デニーの青春	1,760	全額	1,760
8/29	正しさに殺されないために	2,200	全額	2,200
10/3	記者がひもとく少年事件史	946	全額	946
10/18	沖縄県知事～その人生と思想～	1,760	全額	1,760
12/4	コロナと無責任な人たち	946	全額	946
12/4	戦後民主主義に僕から一票	990	全額	990
1/27	右も左も誤解だらけの立憲主義	2,099	全額	2,099
2/20	ウクライナは問いかける	2,530	全額	2,530
2/20	社会の変え方	1,760	全額	1,760
3/5	属国	2,799	全額	2,799
3/13	君たち中国に勝てるのか	968	全額	968
3/13	日本にとって最大の危機とは	1,430	全額	1,430
3/13	言いたいことは山ほどある	1,760	全額	1,760
資料購入費 充当合計				197,268

資料購入費

2022/04/07	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/05/06	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/06/16	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/07/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/08/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/09/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/10/07	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/11/07	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2022/12/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2023/01/07	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2023/02/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497
2023/03/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497

資料購入費

7	04-04-18	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
8	04-05-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
11	04-06-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
14	04-07-19	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
18	04-08-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
2	04-09-20	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
8	04-10-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
6	04-11-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
9	04-12-19	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
15	05-01-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
21	05-02-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ
4	05-03-17	WTU	1,998	RW.ミヤコシンホウ

資料購入費

13	22-04-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
24	22-05-06	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
9	22-06-06	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
20	22-07-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
5	22-08-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
17	22-09-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
3	22-10-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
9	22-11-07	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
13	22-12-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
22	23-01-05	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
3	23-02-06	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ
10	23-03-06	200	*1,9980S.ミヤコマイニチシツフ

資料購入費

2022/04/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/05/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/06/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/07/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/08/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/09/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/10/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/11/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2022/12/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2023/01/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2023/02/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970
2023/03/01	琉球新報 STORE	2,970	1回		2,970

資料購入費

2022/04/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/05/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/06/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/07/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/08/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/09/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/10/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/11/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2022/12/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2023/01/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2023/02/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750
2023/03/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回	2,750

領収証

領収証番号: 000033244
2022年06月20日 No.03-000535137

資料購入費

クニナカ マシン 様

金額 ¥2,750-

内クレジットカード利用計 ¥2,750(内消費税等 ¥25)

内現金扱い等計 書籍代とい 但し ¥0(内消費税等 ¥0)

上記正に領収いたしました。うち「平和を創る道の探求」
御丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3 1,760

F

1	平和を創る道の探求	1,760
	ロシア軍がウクライナに侵攻したことを受け、日本中でロシアに対する激しい糾弾と、軍備増強の声が響き渡ったが、日本の安全は軍事力では確保できないことの認識を出発点に「外交と対話による平和構築」を求める事を政策提言に繋げる。	

領収証

領収証番号: 000031271
2022年06月06日 No.03-000505413

クニナカ マシン 様

金額 ¥1,034-

内クレジットカード利用計 ¥1,034(内消費税等 ¥94)

内現金扱い等計 書籍代とい 但し ¥0(内消費税等 ¥0)

上記正に領収いたしました。
御丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

2	何が記者を殺すのか	1,034
	「土人発言が擁護され基地反対へ殺到する批判」、「捏造されたニュース女子」「慰安婦問題を記述した教科書を反日極左と批判」など分断された社会の中で、記者が良心に基づく報道マインドを失わない社会づくりへの政策提言に繋げる。	

領収証
 領収証番号: 000033466
 2022年06月29日 No.05-000538862
 金額 7=ナカ マサシ 様 ¥3,080-
 内クレジットカード利用計 ¥2,830(内消費税等 ¥257)
 内現金払い等計 ¥250(内消費税等 ¥23)
 但し 書籍代として
 上記正に領収いたしました。
 (株)丸善ジュンク堂書店 那覇店
 〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

3	大衆の狂気	3,080
	LGBT、フェミニズム、反レイシストなどをめぐる同調圧力と矛盾、激化するマイノリティ間の新たな対立、「差別主義者」というレッテル張りで異論を封殺、行き過ぎた「多様性」がもたらす社会分断をいかに克服するかの視点を議論し政策提言に生かす。	

領収証
 領収証番号: 000024594
 2022年05月31日 No.01-000405529
 金額 7=ナカ マサシ 様 ¥1,980-
 内クレジットカード利用計 ¥1,980(内消費税等 ¥180)
 内現金払い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)
 但し 書籍代として
 上記正に領収いたしました。
 (株)丸善ジュンク堂書店 那覇店
 〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

4	日本型新自由主義の破綻	1,980
	これまでの日本の新自由主義の効率至上主義および米国追従・権力一強の中央集権体制がポスト・コロナの世界で綻びを見せている。「生以外に富は存在しない」という新たな哲学と幸福の指標による生活様式の確立を政策提言に繋げる。	

資料購入費

領収証番号: 000009720

2022年07月14日 No.04-000185974

領収証 クニナカマサシ 様

金額 ¥2,200-

内クレジットカード利用計 (内消費税等 ¥200)

内現金扱い等計 書籍代として ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。

(株)丸善ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナB1F~3

F

5	戦士たちのパレスチナに生きる記録	2,200
	50年以上前にパレスチナで戦った「赤軍派」。彼らの戦いと視点には「パレスチナ人のイスラエル占領に対する闘いが『テロ』で「ウクライナ人のロシアに対する抵抗は『英雄』」という二重基準に映る。中東の視点でも世界を俯瞰して議会活動に生かす。	

領収証番号: 000031363

2022年08月05日 No.01-000514026

領収証 クニナカマサシ 様

金額 ¥3,300-

内クレジットカード利用計 ¥3,300(内消費税等 ¥300)

内現金扱い等計 書籍代として ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。

(株)丸善ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナB1F~3

F

6	戦争の教訓	1,760
	1941年日本は真珠湾を攻撃し連合国と戦争を始めた。為政者の間違えたツケは広く長く深く多くの人に及ぶ。場合によっては永遠に清算されない。ロシアによるウクライナ軍事侵攻をめぐって日本政府の判断に間違いはあるのか政策提言に繋げる。	
7	新時代沖縄の挑戦	1,540
	玉城デニー知事の「誰一人取り残さない社会」の原点、「誇りある豊かさの実現」「万国津梁会議の狙い」「新時代沖縄の実現」「辺野古新基地建設と民主主義」「日米地位協定の抑圧的構造」などの取り組みを把握し議会活動に生かす。	

領収証番号: 000032797
2022年08月18日 No.01-000540117

領収証 クニナカ マサシ 様

金額 ¥3,410-

内クレジット利用計 ¥3,410(内消費税等 ¥310)

内現金扱い等計 書籍代 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代

上記正に領収いたしました。

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

8	日本がウクライナになる日	1,430
	ウクライナ戦争はロシアが帝国復活に失敗し崩壊のダメ押しになりかねない。端境期の今、19世紀の夜郎自大の「帝国」マインドには退場してもらい、できるだけ多くの人間が自由と高い生活水準を楽しめる文明社会を築くために政策提言していく。	
9	アメリカ分断の淵を行く	1,980
	多文化主義を推進するリベラルと、キリスト教に基づく伝統的な社会を維持しようとする保守に分断され、憎しみ合っている。異なる価値感をすり合わせる方法を見失い「内戦前夜」との言葉が飛び交うほどきな臭い米国をみて政策提言に繋げる。	

領収証番号: 000034210
2022年08月29日 No.01-000563178

領収証 クニナカ マサシ 様

金額 ¥3,960-

内クレジット利用計 ¥3,960(内消費税等 ¥360)

内現金扱い等計 書籍代 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代

上記正に領収いたしました。

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

10	誰も書かなかった玉城デニーの青春	1,760
	幼少期の2人の母親、ミックスルーツがゆえに発せられた心をえぐられた言葉、ロックを通じた青春と周りの友人たちの回想、沖縄市議選挙からスタートした政治活動、そしてオール沖縄と玉城デニー知事の半生を知ることによって政策提言に繋げる。	
11	正しさに殺されないために	2,200
	リベラリズムの理念である「自由の尊重」「人権思想」「多様性」が文明の衝突で揺らぎ、パンデミックで過激思想が連鎖していく。リベラルが不寛容になり、障がい者を社会から抹殺し、結婚・出産が贅沢になる時代を憂慮し政策提言していく。	

資料購入費

領収証番号：000045346

2022年10月03日 No.05-000744768

領収証

クニタカマサシ 様

金額 ¥2,156-

内クレジットカード利用計 ¥2,156(内消費税等 ¥196)

内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。うち「少年事件史」

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

12	記者がひもとく少年事件史	946
	「社会の鏡」と言われる少年事件。戦後の少年事件を俯瞰しながら、「少年」が社会や時代を中心に据えられた存在ではないにも関わらず、事件を起こす「少年」が社会や環境のせいではなく個人の責任となっているとの指摘を政策提言に繋げる。	

領収証番号：000050265

2022年10月18日 No.03-000812948

領収証

クニタカマサシ 様

金額 ¥1,760-

内クレジットカード利用計 ¥1,760(内消費税等 ¥160)

内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

13	沖縄県知事～その人生と思想～	1,760
	「仕事の7割以上が基地問題」と言われる沖縄県知事。初代屋良朝苗知事から現玉城デニー知事まで、保守・革新で擁立された知事でも、県政運営は支持母体に苦悩しながら超党派的立場をとらざるを得ないことを理解し議会活動に繋げる。	

領収証番号: 000045513
2022年12月04日 No.01-000749831

領収証 クニナカマサシ 様

金額 ¥1,936-

内クレジットカード利用計 ¥1,936(内消費税等 ¥176)

内現金扱い等計 書代 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代

上記正に領収いたしました。

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

F

14	コロナと無責任な人たち	946
	日本の新型コロナウイルスの拡大は「その本質そのものから特殊能力が要求され、それが前提となっている知的分野でさえ、本人の資質から当然無資格なエセ知識人が優勢になりつつある」無責任体質ゆえんであるとの指摘を政策提言に繋げる。	
15	戦後民主主義に僕から一票	990
	日本の未来を創るうえでの重要な4大 이슈、民主主義、政治、憲法、教育について、その根幹が「対米従属テクノクラート」であり、「米国は超憲法的存在だ」との言明はいまも撤回されていないことにある、との指摘について政策提言に繋げる。	

領収証番号: 000065443
2023年01月27日 No.03-001056204

領収証 クニナカマサシ 様

金額 ¥2,099-

内クレジットカード利用計 ¥2,099(内消費税等 ¥190)

内現金扱い等計 書代 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代

上記正に領収いたしました。

株式会社ジュンク堂書店 那覇店

〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

16	右も左も誤解だらけの立憲主義	2,099
	立憲主義の本質は憲法典の条文の文字を守るか変えるかという論争ではない。歴史を通じた人の営み、それを統合する政治、政治を律するルールができ、欧州での紆余曲折から生まれた思想で解釈や運用こそ大事との視点から政策提言に繋げる。	

領収証番号：000068963
2023年02月20日 No.03-001116915

領収証 7二十廿 24日 様

金額 ¥4,290-

内クレジットカード利用計 ¥4,290(内消費税等 ¥390)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)
雑貨 ¥4,290(内消費税等(10%) ¥390)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
(株)丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3

18	ウクライナは問いかける	2,530
	ウクライナ戦争は突然起きたわけではない。冷戦終結とソ連崩壊から連続とつながっている。ゴルバチョフ氏は「冷戦終結後、西側が勝利を表明し信頼は損なわれた」と指摘している。ウクライナとロシアと西側諸国の立ち位置から政策提言に繋げる。	
19	社会の変え方	1,760
	子どもから始めれば経済も回る。私が言い続けた「優しい社会を明石から」には、国が、他自治体がしなくても「明石から始める」、「明石から広げる」という覚悟。10年連続人口増など多くの実績を残した明石市長の経験を学び政策提言に生かす。	

資料購入費

Amazon.co.jpより商品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

注文番号 [REDACTED]



a250-0378683-7699046b

お届け先: 〒906-0008 沖縄県宮古島市 平良字荷川取19番地 國仲昌二様	注文日: 2023-03-05 購入者の名前: 國仲昌二様
--	----------------------------------

属国—米国の抱擁とアジアでの孤立 [単行本] [2008] ガバン マコーマック; McCormack, Gavan; 準, 新田
出品者SKU: AS6-3B-221021-2046

注文商品ID: 22328865952214

数量: 1点 価格: 2,449円 送料: 350円 合計: 2,799円

またのご利用をお待ちしております。

20	属国	2,799
	日本は冷戦期に米国が教化した結果である対米従属構造を小泉・安倍両政権は対米依存の半独立国家・日本の従属をさらに深め「属国」-自国の利益よりほかの国の利益を優先させる国家 - の状態にまで変容した指摘を受け政策提言に繋げる。	

領収証番号：000072083 2023年03月13日 No.03-001168235

領収証 クニナカ マサシ 様

金額 ¥4,158-

クレジットカード利用計 ¥4,158(内消費税等 ¥378)

内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

雑貨 ¥4,158(内消費税等(10%) ¥378)

但し 書移代 上記正に領収いたしました

御丸善ジュンク堂書店 那覇店
 〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29
 ティーナハB1F~3F 電話93-860-7175

21		968
	元自衛隊幹部の「戦争を避ける。抑止するには、どんなにお金がかかっても万全の準備(米国と一緒に軍備増強)しかない。日本政府に「死ぬまで戦う」という胆力があれば負けることはないと思う」との考え方をすることで政策提言に生かす。	
22	日本にとって最大の危機とは	1,430
	「近づく大国同士の戦争」「急増する独裁者」「ポピュリズムの時代」「常軌を逸した格差社会」「悪化する気候変動」など大変動する世界に日本はどう向き合うか、日米安保、安全保障体制のあり方や個人の国際化などから政策提言に生かす。	
23	言いたいことは山ほどある	1,760
	市民の人権を守るべきメディアがいつのまにか権力の情報操作に操られる。コロナの緊急事態宣言でのメディア統制。不都合な真実を隠し、それを追及するものを名指しで批判する権力者等々、変質する社会への指摘から政策提言に生かす。	

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/1	4月分家賃(共益費・水道料含)	82,756	全額	82,756
5/3	5月分家賃(共益費・水道料含)	82,882	全額	82,882
5/30	6月分家賃(共益費・水道料含)	83,058	全額	83,058
7/9	7月分家賃(共益費・水道料含)	83,617	1/2	41,808
8/1	8月分家賃(共益費・水道料含)	83,470	全額	83,470
8/30	9月分家賃(共益費・水道料含)	83,176	1/2	41,588
10/1	10月分家賃(共益費・水道料含)	83,323	全額	83,323
11/4	11月分家賃(共益費・水道料含)	82,735	全額	82,735
11/28	12月分家賃(共益費・水道料含)	82,882	全額	82,882
12/30	1月分家賃(共益費・水道料含)	82,882	全額	82,882
2/2	2月分家賃(共益費・水道料含)	83,058	全額	83,058
3/7	3月分家賃(共益費・水道料含)	82,882	全額	82,882
4/21	4月分電気料金	9,539	全額	9,539
5/18	5月分電気料金	10,549	全額	10,549
6/23	6月分電気料金	14,869	全額	14,869
7/28	7月分電気料金	32,568	1/2	16,284
8/19	8月分電気料金	24,875	全額	24,875
9/23	9月分電気料金	35,752	1/2	17,876
11/4	10月分電気料金	8,164	全額	8,164
11/19	11月分電気料金	6,943	全額	6,943
12/17	12月分電気料金	7,733	全額	7,733
1/22	1月分電気料金	10,625	全額	10,625
2/18	2月分電気料金	6,217	全額	6,217
3/20	3月分電気料金	4,655	全額	4,655
事務所費 充当合計				1,051,653

領 収 書

國仲昌二 様

区分	領収日	賃料合計	内訳		
			家賃	共益費	水道料
4月分家賃	4月1日	82,756	80,000	2,000	756
5月分家賃	5月3日	82,882	80,000	2,000	882
6月分家賃	5月30日	83,058	80,000	2,000	1,058
7月分家賃	7月9日	83,617	80,000	2,000	1,617
8月分家賃	8月1日	83,470	80,000	2,000	1,470
9月分家賃	8月30日	83,176	80,000	2,000	1,176
10月分家賃	10月1日	83,323	80,000	2,000	1,323
11月分家賃	11月4日	82,735	80,000	2,000	735
12月分家賃	11月28日	82,882	80,000	2,000	882
1月分家賃	12月30日	82,882	80,000	2,000	882
2月分家賃	2月2日	83,058	80,000	2,000	1,058
3月分家賃	3月7日	82,882	80,000	2,000	882
計		996,721	960,000	24,000	12,721

上記正に領収いたしました

令和5年 月 日

ネクスコート池村 印

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 4月分

領収金額 9,539 円

料金 8,599 円
再エネ賦課金 940 円

【再掲】
消費税等相当額 867 円
燃料費調整額 1,114.38 円

ご使用量 280 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月18日	日附印
金融機関取扱期限日	6月7日	07452 22,421
コンビニ等取扱期限日	6月17日	
宮古下里南 ファミリ 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社 宮古支店

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 5月分

領収金額 10,549 円

料金 9,490 円
再エネ賦課金 1,059 円

【再掲】
消費税等相当額 959 円
燃料費調整額 1,221.84 円

ご使用量 307 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月17日	日附印
金融機関取扱期限日	7月7日	07428 22,518
コンビニ等取扱期限日	7月17日	
ファミリ 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社 宮古支店

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 6月分

領収金額 14,869 円

料金 13,417 円
再エネ賦課金 1,452 円

【再掲】
消費税等相当額 1,351 円
燃料費調整額 1,875.56 円

ご使用量 421 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月19日	日附印
金融機関取扱期限日	8月8日	07452 22,623
コンビニ等取扱期限日	8月18日	
収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社 宮古支店

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。

口座番号	00190	加入者名	沖縄電力株式会社
支店	9	加入番号	950041
振込先	R 4年 7月分	6月16日~7月17日ご使用量	888 kWh
金額	料金額(元) 32568		
振込元	電気番号 70250- 177-1-4 消費税等相当額(再掲) 20 燃料費調整額(再掲) 2,960		
ご依頼人住所氏名	国仲 昌二 様 ご使用場所 宮古島市平良字西里667-5 ネクスコート池村 105 ご依頼人 国仲 昌二 様		
支払期日(裏面参照)	R 4年 8月17日		
金融機関取扱期限日	R 4年 9月6日まで		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 4年 9月16日まで		
料金備考	日附印 22,728		

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 8月分

領収金額 24,875 円

料金 22,512 円
再エネ賦課金 2,363 円

【再掲】
消費税等相当額 2,261 円
燃料費調整額 2,726.28 円

ご使用量 665 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月16日	日附印
金融機関取扱期限日	10月6日	07452 22,819
コンビニ等取扱期限日	10月16日	
収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 9月分

領収金額 35,752 円

料金 32,399 円
再エネ賦課金 3,353 円

【再掲】
消費税等相当額 3,250 円
燃料費調整額 3,868.54 円

ご使用量 972 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月20日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月 9日	0742 22.11.23 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	11月19日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年10月分

領収金額 8,164 円

料金 7,333 円
再エネ賦課金 831 円

【再掲】
消費税等相当額 742 円
燃料費調整額 959.16 円

ご使用量 241 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月17日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月 7日	07452 22.11.04 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	12月17日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年11月分

領収金額 6,943 円

料金 6,229 円
再エネ賦課金 714 円

【再掲】
消費税等相当額 631 円
燃料費調整額 823.84 円

ご使用量 207 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月19日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	1月 6日	07452 22.11.19 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	1月18日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年12月分

領収金額 7,733 円

料金 6,943 円
再エネ賦課金 790 円

【再掲】
消費税等相当額 703 円
燃料費調整額 911.40 円

ご使用量 229 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月16日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	2月 3日	07452 22.12.17 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	2月15日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 1月分

領収金額 10,625 円

料金 9,559 円
再エネ賦課金 1,066 円

【再掲】
消費税等相当額 965 円
燃料費調整額 1,229.80 円

ご使用量 309 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月20日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	3月10日	07452 23.1.22 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	3月22日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 2月分

領収金額 6,217 円

料金 5,417 円
再エネ賦課金 800 円

【再掲】
消費税等相当額 565 円
燃料費調整額 -700.66 円

ご使用量 232 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月20日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月 7日	07428 23.2.18 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	4月19日	

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 3月分

領収金額 4,655 円

料金 4,041 円
再エネ賦課金 614 円

【再掲】
消費税等相当額 423 円
燃料費調整額 -537.58 円

ご使用量 178 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	5月 2日	72020 23.3.17 宮古下里南 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	5月17日	

沖縄電力株式会社

事務所概要申告票

議員名 國仲昌二

1. 物件の所在

住所	宮古島市平良字667番地5 ネクスコート105号室	
電話番号		

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

國仲昌二



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 國仲昌二

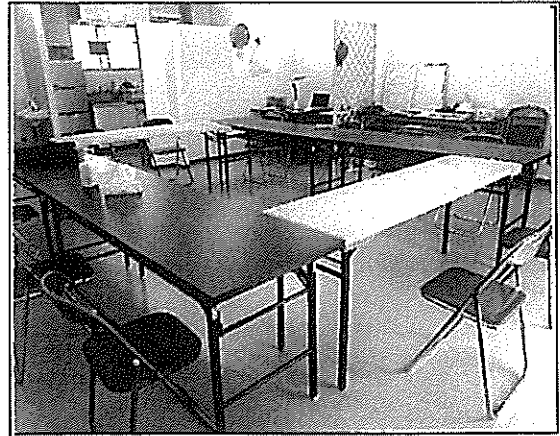
1. 事務所の状況

住所	宮古島市平良字西里667番地5 ネクスコート105号室
----	-----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当	1/2
------	------	-----

充当割合の説明： 通常は政務活動事務所としてのみ使用。但し、7月、9月は政務活動以外に後援会事務所としても使用したため1/2とする

事務所は政務活動のみ使用しており全額充当
但し、7月・9月は上記理由で1/2

(関係経費/月額)

家賃	80,000 円
共益費	2,000 円

(充当額/月額)

家賃	80,000 円
共益費	2,000 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

國仲昌二





事業用建物 賃貸借契約書

借主 国 仲 昌 二 様

貸主 [REDACTED] 様

宅地建物取引業者 有限会社トータル企画

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ネクスコート池村 105 店舗
所在地（住居表示）	宮古島市宇西里667-5
構造・規模	鉄筋コンクリート3階建て
用途	店舗
契約面積	1階部分 66㎡

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	令和2年11月1日 から	2年 月間
終期	令和4年10月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円	(内消費税等 円・税率 %)	
共益費（管理費）	月額 2,000円	(内消費税等 円・税率 %)	
保証金（敷金）	円	賃料の ヶ月相当分	
保証金（敷金）の償却・敷引			
家賃保証会社	41,000円	仲介手数料	88,000円
礼金	160,000円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月25日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	492000円
-----	---------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	(株)レキオス	電話	098-941-3179
	所在地	沖縄県宜野湾志真市4-306		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号		

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円

特約条項

- ・ 退去時のハウスクリーニングは借主の責任となります。
- ・ 店舗周辺の草取り及び清掃は、借主の責任となります。
- ・ 敷金の預かりはありませんのでご承知ください。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (記) 名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2 年 11 月 16 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 ()

借主 住所 宮古島市平良字荷川取19

氏名 國 仲 昌 二 (印) 電話番号 ()

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 ()

極度額 492000円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 沖縄県知事 (3) 第 3778 号

事務所所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-61

商号 有限会社トータル企画

代表者 平良盛雄 (印)

登録番号 (沖縄) 第 [Redacted] 号

宅地建物取引士 [Redacted] (印)

不動産賃貸契約条項

事務所費

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書 (1) に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」といいます。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」といいます。) を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書 (2) に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書 (3) に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書 (4) の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下この条において「維持管理費」といいます。) に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書 (4) の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書 (4) に記載する保証金または敷金 (以下「保証金等」といいます。) を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書 (4) に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書 (3) 記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書 (8) の更新料額の定めがあるときは、頭書 (8) の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

一 本物件内の水道光熱費

- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件（借主の諸造作・設備・機器等を含みます。）の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

事務所費

（消費税等）

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

（債務遅延損害金）

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

（反社会的勢力の排除）

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

（禁止または制限される行為）

第13条 借主は、本物件を頭書（2）に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

（内部造作および設備の新設等）

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付

四 看板および広告設備の設置

五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、
 - 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
 - 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとし、
- 借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとし、

(損害賠償責任)

- 第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとし、
- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

- 第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、

(管理規約等の遵守)

- 第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとし、

(保険の加入)

- 第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとし、
- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとし、

(通知義務)

- 第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。
- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
 - 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
 - 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
 - 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
 - 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

- 第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

- 第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務

三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分を貸主に支払うものとします。

契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、

本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しななければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
 - 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
 - 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立ち入りを拒否することはできません。
 - 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
 - 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
 - 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
 - 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第32条 頭書(7)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

- 第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法

その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

事務所費

(管轄裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

3. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	施設の整備予定及び負担金等	備考
① 飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 公営水道 <input type="checkbox"/> 2. 私営水道 <input type="checkbox"/> 3. 井戸 <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 頃 円	上水道企業団 連絡先 0980-72-4262 子 個メーター使用の為、貸主検針となります。✓
② 電気	小売電気事業者名	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければならぬ場合、その事業者の連絡先等 住所：沖縄電力 宮古支店 連絡先：0120-586-390
③ ガス	<input type="checkbox"/> 1. 都市ガス (ガス) <input type="checkbox"/> 2. 個別プロパン <input checked="" type="checkbox"/> 3. 集中プロパン <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 個別・集中プロパンガスの場合、その事業者名と連絡先等 事業者名：マル井プロパン 住所： 連絡先：72-3521
④ 排水	<input type="checkbox"/> 1. 公共下水 <input type="checkbox"/> 2. 個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3. 集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4. 汲取式 <input type="checkbox"/> 5. 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	

4. 建物建築の工事完了時における形状・構造等 (未完成物件のとき)

別紙にて説明します
 未完成物件に該当しないので、説明を省略します。

5. 建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) (該当する・ 該当しないので説明を省略します)

建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合) 有・ 無

建物状況調査の結果の概要

6. 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

専有部分の設備等	有無	型式・内容等
1. 電気	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
2. ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
3. 給排水	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
4. 空調	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

入居中・退去時の注意事項

※ 入 居 時

- (1) ガスは本人立ち会いで開栓致しますので事前にガス会社に連絡をお願い致します。
- (2) 炊事後の油類・髪の毛等を流しますと配管詰まりの原因となりますので必ず生活ゴミと一緒に処理をお願い致します。
- (3) トイレは指定の紙以外を使用しないで下さい。ティッシュペーパー・煙草の吸い殻・生理用品等は配管詰まりの原因となります。
- (4) クーラー設置等の工作については必ず当社にご連絡願います。
- (5) 許可なく建物に看板・広告・文字等の設置・書き込み等をしないようお願い致します。
- (6) 電球・パッキン等の消耗品は原則として入居者各自でお取り替え下さい。
- (7) 廊下・階段等共用部分にはゴミ・物品等を置かないようお願い致します。
- (8) 各部屋の前の廊下・ベランダ・駐車スペースは各自で清掃・管理願います。
- (9) 非常時の避難の際廊下側に出る事が困難な場合、ベランダにある隣室との仕切りを破って避難する事が出来ます。隣室側に物を置かないようお願い致します。
- (10) 入居後に電話番号の決定・変更をした場合、新番号を必ずお知らせ下さい。
- (11) 自動車・オートバイは指定場所以外に置かないようお願い致します。
- (12) なお毎月25日が家賃支払日です。
家賃支払日を過ぎますと督促手数料として1日当たり家賃の0.5%を徴収する場合がありますのでご注意ください。

※ 退 去 時

- (1) 退去される時は必ず1ヶ月前にご連絡願います。1ヶ月に満たない場合は、連絡のあった日から1ヶ月の家賃が発生致しますのでご注意ください。
- (2) 鍵は入居時にお渡ししたものと、及びコピーしたものを必ず返還して下さい。紛失等入居後に鍵を交換した場合は実費負担となります。
- (3) 退去日までに使用した、電気・水道・ガス料金の支払い領収証を必ず提示して下さい。
- (4) 退去時は、現状回復としますが、居抜きで物件を引き継ぐ場合は先にご連絡下さい。
故意に破損・補修箇所がある場合は、実費負担となりますのでご注意ください。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	全額	充当額
5/4	切手代	84	全額	84
5/26	事務用品代(ラベル用紙)	3,960	全額	3,960
5/29	事務用品代(ラベル用紙)	2,904	全額	2,904
7/17	事務用品代(消しゴム)	198	全額	198
8/7	事務用品代(レターファイル)	2,200	全額	2,200
8/19	封筒代	1,430	全額	1,430
8/21	事務用品代	1,551	全額	1,551
8/23	事務用品代(ラベル用紙)	2,904	全額	2,904
10/18	切手代	84	全額	84
3/18	事務用品代(ラベル用紙)	10,626	全額	10,626
10/1	ドアハンドル	1,250	全額	1,250
毎月払	コピー機リース代(4月～3月分)	129,360	全額	129,360
4/25	コピー機保守料金(4月)	399	全額	399
5/23	コピー機保守料金(5月)	1,115	全額	1,115
6/23	コピー機保守料金(6月)	1,084	全額	1,084
7/25	コピー機保守料金(7月)	5,135	全額	5,135
8/23	コピー機保守料金(8月)	12,065	全額	12,065
9/26	コピー機保守料金(9月)	11,192	全額	11,192
10/24	コピー機保守料金(10月)	32,316	全額	32,316
11/24	コピー機保守料金(11月)	1,375	全額	1,375
12/23	コピー機保守料金(12月)	479	全額	479
1/23	コピー機保守料金(1月)	2,923	全額	2,923
2/24	コピー機保守料金(2月)	8,022	全額	8,022
3/23	コピー機保守料金(3月)	1,133	全額	1,133
4/11	携帯電話4月	8,980	1/2	4,490
5/10	携帯電話5月	10,662	1/2	5,331
6/10	携帯電話6月	10,092	1/2	5,046
7/11	携帯電話7月	9,048	1/2	4,524
8/10	携帯電話8月	20,058	1/2	10,029
9/12	携帯電話9月	10,185	1/2	5,092
10/11	携帯電話10月	9,503	1/2	4,751
11/10	携帯電話11月	13,829	1/2	6,914

領収証

事務費
No. _____

宮古島市平良字西里1001-33

國仲昌ニ 様

のぶ文具東店

令和4年 5月26日
下記のとおり 申し上げます

電話 74-3153
登録番号

税込 合計金額		¥3960-			消費税額等	
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)	
	ペン用紙			3960		
合計 (税抜・税込)		税率	消費税額等			
		%				
		税率	消費税額等			
		%		¥3960-		

コクヨ テ-35

領収書

7=カ マサシ 様

[証紙切手引受]	
第一種定形 ⑧4	10.5g ¥84
小計	¥84
郵便物引受合計通数	1通
課税計 (10%)	¥84
(内消費税等)	¥7
非課税計	¥0
△計	¥84
□計	¥84
お預り金額	¥84



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 5月 4日 14:05
発行No. 220504A5271 端P95箱09
連絡先: 宮古郵便局
TEL: 0570-943-557

領収証

No. _____
宮古島市平良字西里1001-11

國仲昌ニ 様

のぶ文具東店

令和4年 5月29日
下記のとおり 申し上げます

電話 74-3153
登録番号

税込 合計金額		¥2904-			消費税額等	
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)	
	商品紙			2904		
合計 (税抜・税込)		税率	消費税額等			
		%				
		税率	消費税額等			
		%		¥2904-		

領収証

No. _____

宮古島市平良字西里1001-11

國仲昌ニ 様

のぶ文具東店

令和4年 7月17日
下記のとおり 申し上げます

電話 74-3153
登録番号

税込 合計金額		¥198-			消費税額等	
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)	
	商品紙			198		
合計 (税抜・税込)		税率	消費税額等			
		%				
		税率	消費税額等			
		%		¥198-		

領収証

No. _____

名古屋市平良字西里1001-11

フニカマサジ様

のぶ文具店

24年 8月 7日

電話 74-3153

下記のとおり 申し上げます

登録番号

税込 合計金額 ¥ 2,200 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)
	商品代として			2200	
	シタ-ファイル				
	代として				
合計 (税抜・税込)				¥ 2200	

コクヨ テ-35

領収証

事務費

No. _____

名古屋市平良字西里1001-11

フニカマサジ様

のぶ文具店

24年 8月 19日

電話 74-3153

下記のとおり 申し上げます

登録番号

税込 合計金額 ¥ 1,430 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)
	封筒代として			1430	
合計 (税抜・税込)				¥ 1430	

コクヨ テ-35

領収証

No. _____

名古屋市平良字西里1001-11

フニカマサジ様

のぶ文具店

24年 8月 21日

電話 74-3153

下記のとおり 申し上げます

登録番号

税込 合計金額 ¥ 1551- 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)
	商品代として			1551	
合計 (税抜・税込)				¥ 1551-	

領収証

No. _____

名古屋市平良字西里1001-11

フニカマサジ様

のぶ文具店

24年 8月 23日

電話 74-3153

下記のとおり 申し上げます

登録番号

税込 合計金額 ¥ 2,904- 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率(%)
	お20ラベル代として			2904	
合計 (税抜・税込)				¥ 2904	

領収証

No. 宮古島市平良字西里1291番地

クニナカマサジ 様

のぶ文具

25年 3月18日

電話 74-3153

下記のとおり 申し上げます

登録番号

領収書

クニナカマサジ 様

[証紙切手引受]
 第一種定形 13.0g
 ⑧84 1通 ¥84

 小計 ¥84
 郵便物引受合計通数 1通
 課税計(10%) ¥84
 (内消費税等 ¥7)
 非課税計 ¥0

 合計 ¥84
 お預り金額 ¥100
 おつり ¥16



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2022年10月18日 15:02
 発行No. 221018A1788 端N38箱02
 連絡先: 沖縄県庁内郵便局
 TEL: 098-866-1120

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率%
	ラベルシール代			10626	
	レタ				
合計(税抜・税込)				¥10626	
税率				%	消費税額等
合計(税抜・税込)				¥10626	%

コクヨ テ-35

領収証 (クレジット利用) 2022年10月01日(土)
 国仲昌二様 ¥1,250-

上記正に領収しました(消費税等 113円を含みます)
 メイクマン宮古店
 沖縄県宮古島市平良字西里1291番地
 TEL: 0980-73-7100
 明細部品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です。
 ※保管上のお願い
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 [Redacted]
 0004-5693-9736

* 令和4年10月1日(土)11:40 領収証
 2022年10月01日(土)11:40 領収証
 発行No. 00990254 グリムズリー 宝子
 030301内殿盛ドアハンドル ¥1,250
 合計 ¥1,250
 (内税10対象 ¥1,250)
 (内税10 (税113)
 (税合計 (税113)
 お買上点数 1点

5P
 会員番号 [Redacted]
 付与ポイント合計

事務費

906-0012

沖縄県宮古島市平良西里667-5 105

クニナカ昌二議員活動事務所
御中

(8601K6024998) 02587-02587

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 7月19日	お問い合わせ番号	8601K6024998
商品名	デジタルカラーフコウキ <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2021年 7月19日から 2026年 7月18日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	646,800円	内消費税額	58,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

琉球銀行	支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人 クニナカ マリナ	
お取扱店	株式会社 オキジム 宮古支店 TEL 09807-3-3616	

お支払明細

作成日 2021年 8月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21 9	10,780円	980円	6,360.20円	49	25 8	10,780円	980円	1,858.00円
2	21 9	10,780円	980円	5,252.40円	50	25 9	10,780円	980円	1,078.00円
3	21 10	10,780円	980円	6,144.60円	51	25 10	10,780円	980円	970.20円
4	21 11	10,780円	980円	6,036.80円	52	25 11	10,780円	980円	862.40円
5	22 1 2	10,780円	980円	5,929.00円	53	25 12	10,780円	980円	754.60円
6	22 2 1	10,780円	980円	5,821.20円	54	26 1	10,780円	980円	646.80円
7	22 2 2	10,780円	980円	5,713.40円	55	26 2	10,780円	980円	539.00円
8	22 2 3	10,780円	980円	5,605.60円	56	26 3	10,780円	980円	431.20円
9	22 2 4	10,780円	980円	5,497.80円	57	26 4	10,780円	980円	323.40円
10	22 2 5	10,780円	980円	5,390.00円	58	26 5	10,780円	980円	215.60円
11	22 2 6	10,780円	980円	5,282.20円	59	26 6	10,780円	980円	107.80円
12	22 2 7	10,780円	980円	5,174.40円	60	26 7	10,780円	980円	0円
13	22 2 8	10,780円	980円	5,066.60円					
14	22 2 9	10,780円	980円	4,958.80円					
15	22 2 10	10,780円	980円	4,851.00円					
16	22 2 11	10,780円	980円	4,743.20円					
17	22 2 12	10,780円	980円	4,635.40円					
18	22 3 1	10,780円	980円	4,527.60円					
19	22 3 2	10,780円	980円	4,419.80円					
20	22 3 3	10,780円	980円	4,312.00円					
21	22 3 4	10,780円	980円	4,204.20円					
22	22 3 5	10,780円	980円	4,096.40円					
23	22 3 6	10,780円	980円	3,988.60円					
24	22 3 7	10,780円	980円	3,880.80円					
25	22 3 8	10,780円	980円	3,773.00円					
26	22 3 9	10,780円	980円	3,665.20円					
27	22 3 10	10,780円	980円	3,557.40円					
28	22 3 11	10,780円	980円	3,449.60円					
29	22 3 12	10,780円	980円	3,341.80円					
30	22 4 1	10,780円	980円	3,234.00円					
31	22 4 2	10,780円	980円	3,126.20円					
32	22 4 3	10,780円	980円	3,018.40円					
33	22 4 4	10,780円	980円	2,910.60円					
34	22 4 5	10,780円	980円	2,802.80円					
35	22 4 6	10,780円	980円	2,695.00円					
36	22 4 7	10,780円	980円	2,587.20円					
37	22 4 8	10,780円	980円	2,479.40円					
38	22 4 9	10,780円	980円	2,371.60円					
39	22 4 10	10,780円	980円	2,263.80円					
40	22 4 11	10,780円	980円	2,156.00円					
41	22 4 12	10,780円	980円	2,048.20円					
42	25 1	10,780円	980円	1,940.40円					
43	25 2	10,780円	980円	1,832.60円					
44	25 3	10,780円	980円	1,724.80円					
45	25 4	10,780円	980円	1,617.00円					
46	25 5	10,780円	980円	1,509.20円					
47	25 6	10,780円	980円	1,401.40円					
48	25 7	10,780円	980円	1,293.60円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 沖縄支店
那覇市曙2丁目10番1号

事 務 費

1	04-04-04	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
4	04-05-06	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
5	04-06-03	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
6	04-07-04	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
13	04-08-03	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
20	04-09-05	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
2	04-10-03	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
23	04-11-04	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
1	04-12-05	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
8	05-01-04	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
13	05-02-03	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス
16	05-03-03	WTU	10,780	シヤ-フ°ファイナンス

コロ-機 リ-ス代

10780 × 12 ヵ月 = 129360円

事 務 費

15	04-04-25	WTU	399	SMBC(株)〆
15	04-05-23	WTU	1,115	SMBC(株)〆
17	04-06-23	WTU	1,084	SMBC(株)〆
22	04-07-25	WTU	5,135	SMBC(株)〆
6	04-08-23	WTU	12,065	SMBC(株)〆
9	04-09-26	WTU	11,192	SMBC(株)〆
13	04-10-24	WTU	32,316	SMBC(株)〆
11	04-11-24	WTU	1,375	SMBC(株)〆
16	04-12-23	WTU	479	SMBC(株)〆
22	05-01-23	WTU	2,923	SMBC(株)〆
2	05-02-24	WTU	8,022	SMBC(株)〆
11	05-03-23	WTU	1,133	SMBC(株)〆

コピー機保守料金 (4~3月分)

申込日 2021年 07月 02日

キヤノン保守サービス契約申込書

発行日 2021年07月02日
契約NO K210303994
SEQ JM001

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 殿 (乙)
貴社が定める保守サービス契約の約款を受領し、その内容に同意の上申込をいたします。

申込者 (甲) 住所 宮古島市平良字荷川取19
電話番号 [REDACTED]

申込者名 (法人名) 國仲昌二
代表者肩書および氏名 代表者肩書および氏名

契約の種類別 開始日 2021年 07月 01日 期間 12ヶ月 自動更新 適用 一律控除適用 初捨て

請求先名称 請求先住所 電話番号
クニナカ昌二遊幸活動事務所
沖縄県宮古島市平良字西里667-5 105
090-3-75-8851

お支払方法 自動振替 カウンター 数値確認月の 翌月振替 日支払

※法人の場合、代表者肩書および氏名は必ずご記入ください。

対象機器 IR-ADV C3720F 開始カウンター値 1 2012 2013 50
機種番 20Q19851 カウンター控除率 1.00% 2. 1.00% 3. 1.00%

サービス実施店 株式会社オキダ宮古支店
設置先名称 クニナカ昌二遊幸活動事務所
設置先住所 沖縄県宮古島市平良字西里667-5 105
電話番号 090-3-75-8851

カウンター数値確認日 毎月 15日
ネットアライサービス受領に同意 する

料金内容 (カウンター料金は1カウンター当たり)

3. 【ブラック】 ミニマム 50カウンター		
1. カラーコピー 1~	以上: 22.00円	
2. カラープリント 1~	以上: 22.00円	
3. ブラック 1~	以上: 3.00円	

対象付属機器・M E A P・付帯サービス等 料金 (月額) 対象本体機番

特約事項 取扱店
〒905-0015 沖縄県宮古島市平良字久良1069-10 1F
株式会社オキダ 宮古支店

事務費 S210071775
クニナカ昌二遊幸活動事務所



1 / 1

本申込書は契約書ではありません。保守サービス内容については約款をご参照ください。お申込後、契約成立の旨として後「契約確認書」および「契約約款」を送付いたします。

第1条 (本約条の適用・保守サービス契約)

この約条(以下「本約条」といふ)は、二級約条(以下「甲」といふ)と併せて適用される。...

2) 本約条は、甲が乙に対して、キャノン保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第2条 (メンテナンスサービス)

感光体(ドラム)は、機械の動作に支障をきたすおそれがある場合、乙が第1条に基づき機械の...

第3条 (保守サービスの範囲)

保守サービスの範囲は、乙が第2条に基づき保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第4条 (保守サービスの費用)

保守サービスの費用は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第5条 (保守サービスの保証)

保守サービスの保証は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第6条 (保守サービスの終了)

保守サービスの終了は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第7条 (保守サービスの期間)

保守サービスの期間は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第8条 (保守サービスの延長)

保守サービスの延長は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第9条 (保守サービスの中止)

保守サービスの中止は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第10条 (保守サービスの再開)

保守サービスの再開は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第11条 (保守サービスの引継ぎ)

保守サービスの引継ぎは、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第12条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第13条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第14条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第15条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第16条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第17条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第18条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第19条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第20条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第21条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第22条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第23条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第24条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第25条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第26条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第27条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第28条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第29条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第30条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第31条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第32条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

第33条 (保守サービスのその他)

保守サービスのその他は、乙(乙が何条により保守サービス契約申込書(「申込書」といふ)を提出し、...

メンテナナンスギヤランテイ系 契約

第22条 (有効期間)

本契約の有効期間は起算日前に起算日より前日、ただし、開

第23条 (中断解除)

甲および乙は、相手方に対して0日0時0分以前に

甲および乙は、本契約の有効期間内であっても、乙が通知す

第24条 (経済的勢力との取引等の禁止)

甲および乙は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含む)

第25条 (最終カウンタ一数値の保証)

甲は、本契約が終了した場合、乙が行なうカウンタ一数値の最終固

第26条 (特約事項)

保護事項に規定された特約事項は、本契約の一部として適用され

第27条 (片言禁絶期間)

本契約または本契約に関する訴訟については、新約に依りて乙の本

第28条 (監査)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項に

付録機器 M E A P に関する特約事項

保護事項に規定された特約事項は、M E A P (以下「付録機器」

第1条 (定義)

本契約において、次の各号に定める用語は、それぞれ該各号

付録機器とは機器に物理的・論理的に接続される本体とは異なる

第2条 (付録機器の保守)

乙は、付録機器についても保守サービスを甲に提供するものとしま

付録機器の保守

乙が保守した「ネットアイ機器」の所有権は乙に帰属し、甲は、こ

第9条 (M E A P の保守)

乙は、M E A P について次の各号に定める保守サービスを甲に提供

第4条 (特定期間の保証)

付録機器の保証のうち乙が別途定める特定期間については、乙また

第5条 (M G 料金の追加)

本契約の保証が適用される場合のM G 料金は、本条に基づき算出さ

第6条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第7条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第8条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第9条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第10条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第11条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第12条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第13条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第14条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第15条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第16条 (M G 料金の計算)

第17条 (保守)

乙は、M E A P について次の各号に定める保守サービスを甲に提供

第18条 (特定期間の保証)

付録機器の保証のうち乙が別途定める特定期間については、乙また

第19条 (M G 料金の追加)

本契約の保証が適用される場合のM G 料金は、本条に基づき算出さ

第20条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第21条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第22条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第23条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第24条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第25条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第26条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第27条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第28条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第29条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第30条 (M G 料金の計算)

第31条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第32条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第33条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第34条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第35条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第36条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第37条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第38条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第39条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第40条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第41条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第42条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第43条 (M G 料金の計算)

甲および乙は、「ネットアイ機器」として、第2項に規定するネット

第44条 (M G 料金の計算)

預金口座振替依頼書

クニナカ昌三証券活動事務所様用

※本特内をご記入ください。また、金融機関お届け印と捺印の2が所に捺印ください。
※取戻可能な金融機関については、宛先店またはキヤノンマーケティングジャパンの担当者にお問い合わせください。
下記料金を口座振替によって支払うこととしますので、約定を履行の上依頼します。

記入日	20年 月 日	料金の種類	保守料金等	契約No	K210303994	SEQ	M001
フリガナ	7=7k 24ジ						
口座名義	岡 仲 昌 三						

※法人の場合、金融機関にお届けの社名・代表者肩書・氏名をご記入ください

ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	銀行 振込 振込 振込	店 (支)店	1.普通 2.当座
	琉球		
科目コード	01812		

※8桁目がある場合は※欄にご記入ください

科目コード	166	30	1	0
銀行	99000	支店		
法人名	00110-5-88830	振込宛先者名	SMB Cファイナンスサービス株式会社	

※ゆうちょ銀行は、鹿児島銀行 21日；都市銀行 23日；定額以外の金融機関 (SMB Cファイナンスサービス様由)

約 定

1. 預金口座振替料金の発生は、貴行に口座振替が実行された時は、私に通知することなく、請求書に記された口座から引き落としの上、お支払いください。
なお、振替日が振込された場合は、請求書に記載した日をもって処理されても差し支えありません。
 2. 預金の引落としにあたっては、当該振替決定は預金決定にかかわらず、小切手の振出書には控えを提出し、お預けの振出書に捺印を提出してください。
 3. 預金口座の残高が振替日における請求書の金額に不足する場合は、私に通知することなく、請求書に記された口座から引き落としさせていただきます。
 4. 下記請求書欄に必ず振替口座の追加利用、または変更があった場合は、請求書に記された口座から引き落としさせていただきます。
 5. この預金口座振替について何ら異議が生じた場合は、貴行の責任によるものとさせていただきます。貴行には返金を求めません。
- ※ゆうちょ銀行は、指定の振替口座が使用されます。

<キヤノンマーケティングジャパン使用欄>

会社名	キヤノンマーケティングジャパン株式会社	〒100-6011 東京都港区港南2-16-6
支店名	振替付会社 SMB Cファイナンスサービス株式会社	〒100-6550 東京都港区三田3-5-27 03-5444-1533
振替口座	000006000	
振替種別	SMB C	
振替コード	00073000	

事務費

振替照会	捺印	印鑑照合	受付印
------	----	------	-----

1. 預金(貯金)取引なし
2. 記帳事項相違(店名・預金種目・口座番号・記帳番号・口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他

- 約定を確認の上、太特内を漏れなくご記入ください。
- 口座名義欄に預金者名を正確にご記入ください。
 - ・法人の場合は金融機関にお届けの社名・代表者肩書・氏名をご記入ください。
 - ・フリガナも忘れずにご記入ください。

●預金口座は

- ①ゆうちょ銀行以外の金融機関 ②ゆうちょ銀行 のどちらか一つをご指定ください。

ご注意ください

- 預金者名を正確にご記入ください。
- 法人の場合は金融機関にお届けの社名・代表者肩書・氏名をご記入ください。
- フリガナも忘れずにご記入ください。

<記入例>

記入日	2020年2月1日	料金の種類	保守料金等	契約No		SEQ	
フリガナ	キヤノンエレクトロニクス株式会社						
口座名義	キヤノンエレクトロニクス株式会社 代表取締役 山田 太郎						

※ゆうちょ銀行は、鹿児島銀行 21日；都市銀行 23日；定額以外の金融機関 (SMB Cファイナンスサービス様由)

1. 預金(貯金)取引なし
2. 記帳事項相違(店名・預金種目・口座番号・記帳番号・口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他

ご注意ください

- 約定を確認の上、太特内を漏れなくご記入ください。
- 口座名義欄に預金者名を正確にご記入ください。
 - ・法人の場合は金融機関にお届けの社名・代表者肩書・氏名をご記入ください。
 - ・フリガナも忘れずにご記入ください。

記入日	2020年2月1日	料金の種類	保守料金等	契約No		SEQ	
フリガナ	キヤノンエレクトロニクス株式会社						
口座名義	キヤノンエレクトロニクス株式会社 代表取締役 山田 太郎						

※ゆうちょ銀行は、鹿児島銀行 21日；都市銀行 23日；定額以外の金融機関 (SMB Cファイナンスサービス様由)

1. 預金(貯金)取引なし
2. 記帳事項相違(店名・預金種目・口座番号・記帳番号・口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他

ご注意ください

- 約定を確認の上、太特内を漏れなくご記入ください。
- 口座名義欄に預金者名を正確にご記入ください。
 - ・法人の場合は金融機関にお届けの社名・代表者肩書・氏名をご記入ください。
 - ・フリガナも忘れずにご記入ください。

記入日	2020年2月1日	料金の種類	保守料金等	契約No		SEQ	
フリガナ	キヤノンエレクトロニクス株式会社						
口座名義	キヤノンエレクトロニクス株式会社 代表取締役 山田 太郎						

※ゆうちょ銀行は、鹿児島銀行 21日；都市銀行 23日；定額以外の金融機関 (SMB Cファイナンスサービス様由)

1. 預金(貯金)取引なし
2. 記帳事項相違(店名・預金種目・口座番号・記帳番号・口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他



事務費

〒906-0008
宮古島市平良字荷川取19

國仲 昌二 様



023053201050491971

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000143

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記事
2022年 3月分	8,980円	2022年 3月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 4月分	10,662円	2022年 4月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 5月分	10,092円	2022年 5月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 6月分	9,048円	2022年 6月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 7月分	9,058円	2022年 7月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 8月分	10,185円	2022年 8月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年 9月分	9,503円	2022年 9月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年10月分	13,829円	2022年10月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年11月分	9,027円	2022年11月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2022年12月分	10,127円	2022年12月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 1月分	9,033円	2023年 1月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 2月分	9,089円	2023年 2月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	118,633円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 5月18日

NTTファイナンス株式会



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事 務 費

5	04-04-11	WTU	8,980	Dカード
7	04-05-10	WTU	10,662	Dカード
8	04-06-10	WTU	10,092	Dカード
12	04-07-11	WTU	9,048	Dカード
16	04-08-10	WTU	20,058	Dカード
23	04-09-12	WTU	10,185	Dカード
6	04-10-11	WTU	9,503	Dカード
5	04-11-10	WTU	13,829	Dカード
7	04-12-12	WTU	9,027	Dカード
13	05-01-10	WTU	10,127	Dカード
19	05-02-10	WTU	9,033	Dカード
21	05-03-10	WTU	9,089	Dカード

援帯電話 (4~3月分)

充当割合 $\frac{1}{2}$



〒906-0012
宮古島市平良字西里667-5

NTTファイナンス株式会社

ネクスコート池村 105号
国仲 昌二 様

料金センター



023053201092035875

お問合せ先 0800-333-5550
〒810-0001 福岡市中央区天神2-4-38
KFビル
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)
8515A01040001-000056

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 0980-72-7598

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2022年 4月分	3,326円	2022年 4月20日	西日本ご利用分
2022年 6月分	3,326円	2022年 6月20日	西日本ご利用分
2022年 8月分	3,683円	2022年 8月22日	西日本ご利用分
2022年10月分	3,396円	2022年10月20日	西日本ご利用分
2022年12月分	3,280円	2022年12月20日	西日本ご利用分
2023年 2月分	3,337円	2023年 2月20日	西日本ご利用分
合計	20,348円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙

印紙不要

2023年 5月31日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



事務費

1422-04-20	200	*3,326	電話
1022-06-20	200	*3,326	電話
1422-08-22	200	*3,683	電話
422-10-20	200	*3,396	電話
1422-12-20	200	*3,280	電話
423-02-20	200	*3,337	電話

電話. 7ヶ月又代

事務費

加入申込書

視聴者コード 527

※記載の料金は、すべて税別金額となります。

ふりがな <input type="checkbox"/> くになか まさじ	申込日 令和 年 月 日
氏名 <input type="checkbox"/> 國 伊 昌 二 様	受付者 <input type="checkbox"/>
住所 〒 906-0012 宮古島市平良西里667-5 ネットコート105	自宅TEL
	携帯TEL
	生年月日 年 月 日

デジタル放送サービスメニュー

オプション (有料チャンネル)

基本視聴料金	<input type="checkbox"/> デジ9	<input type="checkbox"/> ¥2,200 / 月	<input type="checkbox"/> ¥24,200 / 年
	<input type="checkbox"/> ベーシック	<input type="checkbox"/> ¥2,640 / 月	<input type="checkbox"/> ¥29,040 / 年
	<input checked="" type="checkbox"/> レギュラー	<input checked="" type="checkbox"/> ¥3,795 / 月	<input type="checkbox"/> ¥41,745 / 年
	<input type="checkbox"/> デラックス	<input type="checkbox"/> ¥4,290 / 月	<input type="checkbox"/> ¥47,190 / 年
増設視聴料金	<input type="checkbox"/> ベーシック	<input type="checkbox"/> ¥220 / 月	<input type="checkbox"/> ¥2,420 / 年
	<input type="checkbox"/> スタンダード	<input type="checkbox"/> ¥330 / 月	<input type="checkbox"/> ¥3,630 / 年
	<input type="checkbox"/> レギュラー	<input type="checkbox"/> ¥440 / 月	<input type="checkbox"/> ¥4,840 / 年
	<input type="checkbox"/> デラックス	<input type="checkbox"/> ¥550 / 月	<input type="checkbox"/> ¥6,050 / 年
STB	録画機能無し	<input checked="" type="checkbox"/> ¥330 / 月	<input type="checkbox"/> ¥4,356 / 年
	録画機能有り	<input type="checkbox"/> ¥880 / 月	<input type="checkbox"/> ¥9,680 / 年

<input type="checkbox"/> WOWOW	直接支払
<input type="checkbox"/> スターチャンネル	¥2,530
<input type="checkbox"/> Mnet	¥1,980
<input type="checkbox"/> 衛星劇場	¥1,980
<input type="checkbox"/> V・パラダイス	¥770
<input type="checkbox"/> J SPORTS 4	¥1,430
工事料	<input type="checkbox"/> 加入 ¥5,500
	<input type="checkbox"/> STB新規取付 ¥5,500
	<input type="checkbox"/> 移動 ¥5,500~¥11,000
	<input type="checkbox"/> 再開 ¥2,750
	<input type="checkbox"/> 増設工事料は実費になります

※増設視聴料が発生した場合、料金の高いコースが基本視聴料となります。
 ※この申込みにはNHKの受信契約は含まれません。別途NHKと契約願います。

B-CASカードの約款への同意

私はB-CAS社が定める「CATV専用B-CASカード、A-CASチップ使用許諾契約約款」に同意します。

インターネットサービスメニュー

コース / 料金	通信速度	メールアドレス / HP 容量
<input type="checkbox"/> スーパー ■ ¥3,300 / 月	(下り 12M / 上り 3M)	5個 (5M) HP領域 15M
<input type="checkbox"/> ハイスーパー ■ ¥3,850 / 月	(下り 20M / 上り 5M)	5個 (5M) HP領域 15M
<input checked="" type="checkbox"/> メガネット ■ ¥4,400 / 月	(下り 30M / 上り 10M)	5個 (5M) HP領域 15M
<input type="checkbox"/> ビジネス (法人のみ) ■ ¥5,500 / 月	(下り 120M / 上り 15M)	5個 (5M) HP領域 15M

※加入時に別途、インターネット工事料金 ¥5,500 が必要です。インターネットのみの加入者は、専用工事料 ¥16,500 が必要です。
 またケーブルモデムレンタル ¥330 / 月が上記料金に加算されます。

Eメールアドレス

$$(4400 + 330) \times 12 \text{ 月} = 56,760 \text{ 円}$$

第1希望	第2希望
<input type="text"/>	<input type="text"/>

※メールアドレスは4~8文字以内、1文字目は必ず英小文字、その他は、英小文字、数字、- (ハイフン) (アンダーバー) を使用して下さい。

費用合計 TV、NETの口座引落しは6日、再引落しは22日の引落としとなります。

初期費用	加入・工事料	利用料	月払	年払	工事日	年 月 日
	円	機器レンタル	8,855 円	円	工事担当	

※上記記載の料金は、すべて税込金額です。

備考
 テレビ: 2021年4月20日 加入
 ネット: 2021年4月28日 加入
 (3,795 + 330) + (4,400 + 330)
 相当外

お問い合わせ
 沖縄県宮古島市平良字東仲家根 968-9
 宮古テレビ株式会社
 TEL.0980-72-3859 FAX.0980-73-3885
 E-mail: info@miyakotv.co.jp

事務費

3	04-04-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
6	04-05-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
7	04-06-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
8	04-07-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
15	04-08-08	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
22	04-09-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
4	04-10-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
4	04-11-07	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
3	04-12-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
11	05-01-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
16	05-02-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ
18	05-03-06	WTU	8,855	ミヤコテレビ	シチヨウヨ

毎月 8,855 円の内 (仁寿社回線使用料) 4,730円 が 相当

$$4,730 \times 12 \text{月} = 56,760 \text{円}$$